

インバウンド向け報恩講料理着地型旅行商品造成事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、インバウンド向け報恩講料理着地型旅行商品造成事業業務を委託する業者を選定する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

インバウンド向け報恩講料理着地型旅行商品造成事業業務委託

3 業務内容

別紙「インバウンド向け報恩講料理着地型旅行商品造成事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。) のとおり

4 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月15日(月)まで

5 委託料の上限額

金 5,000,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

6 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者を言う。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者

- エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けている者
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者
- セ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

7 プロポーザルに関する質問

(1) 質問の受付

プロポーザルに関して質問がある場合、令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時（必着）までに、「質問書」（様式 3）を電子メールにより提出すること（必ず電話で到達確認すること）。

<提出先> 公益社団法人とやま観光推進機構

E-mail : haruna.okawahara@info-toyama.com

<その他>

- ・提出にあたっては、電子メールの表題を「プロポーザル質問書【インバウンド向け報恩講料理着地型旅行商品造成事業】(会社名)」とし、PDF データにて送付すること。
- ・受付期間を過ぎた質問のほか、電話やファックス、訪問による質問は受け付けない。
- ・評価基準の配点に関する質問、他の応募者に関する質問、その他本プロポーザルに関係のない質問は受け付けない。
- ・質問に対する回答は、原則として令和8年6月9日(火)までに富山県のホームページ(「公募型プロポーザル」ページ)に掲載する。

8 プロポーザルの参加申し込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和8年6月12日(金)午後5時(必着)までに「参加申込書」(様式1)及び会社概要(様式2)を電子メールで提出すること(必ず電話で到達確認すること)。

<提出先> 公益社団法人とやま観光推進機構

E-mail: haruna.okawahara@info-toyama.com

<その他>

- ・提出にあたっては、電子メールの表題を「プロポーザル参加申込【インバウンド向け報恩講料理着地型旅行商品造成事業】(会社名)」とし、PDF データにて送付すること。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、次のとおり企画提案書等を電子メールにより提出すること(必ず電話で到達確認すること)。

(1) 提出期限

令和8年6月26日(金)午後5時(必着)

(2) 提出書類

①企画提案書(任意様式、A4版で最大20ページ程度)

別紙仕様書に示す業務内容に対する企画提案

②会社の組織体制等(任意様式)

ア 業務実施体制(社外協力企業等含む)

イ 責任者、配置担当者

ウ 職務経歴

③経費見積書(任意様式、A4縦で1ページ以内)

ア 本委託業務を履行するための一切の経費を算出し、見積書を提出すること。

イ 「5 委託料の上限額」の範囲で作成すること。

<提出先> 公益社団法人とやま観光推進機構

E-mail : haruna.okawahara@info-toyama.com

<その他>

- ・提出にあたっては、電子メールの表題を「プロポーザル企画提案書等【インバウンド向け報恩講料理着地型旅行商品造成事業】(会社名)」とし、PDF データにて送付すること。
- ・企画提案書への記載事項等は別紙「提案書評価基準」を参照すること。
- ・提案は1社につき1～2提案までとする。

10 審査

(1) 審査方法

参加者が提出した書類の審査及びプレゼンテーション審査を実施のうえ、最も優れた提案をした者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「提案書評価基準」のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

- ・審査にあたっては、参加者によるプレゼンテーション（オンライン）を実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに説明および質疑応答を行うものとする。
- ・プレゼンテーションの日時については、参加者数等に応じて調整したうえで、後日改めて通知する。

(4) 結果通知

参加者に対して審査結果を電子メールにて通知し、契約候補者の名称等を富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ②他の参加者と企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ③審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④その他、本実施要領に違反する行為があった場合
- ⑤期限を過ぎての審査書類が提出された場合
- ⑥契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 契約候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結する。ただし、必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があり、この場合、次点の者と契約締結について協議するものとする。
- (3) 委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (4) 委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年6月25日(木)午後5時までに辞退届(任意様式)を電子メールで提出すること。
- (6) 本事業プロポーザル参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (7) 提出期限後の審査書類の内容変更及び再提出は認めない。
- (8) 企画提案書の提出が1社のみの場合であっても審査は実施するが、評価点の合計が配点の5割以上の得点となった場合に限り、契約候補者として選定する。

12 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) プロポーザル募集開始 | 令和8年5月29日(金) |
| (2) プロポーザル質問書提出締切 | 令和8年6月5日(金)午後5時 |
| (3) プロポーザル質問書回答 | 令和8年6月9日(火) |
| (3) プロポーザル参加申込締切 | 令和8年6月12日(金)午後5時 |
| (4) プロポーザル企画提案書等提出締切 | 令和8年6月26日(金)午後5時 |
| (5) 書面審査・プレゼンテーション | 令和8年6月30日(火) |
| (6) 審査結果の通知・契約候補者の決定 | 令和8年7月10日(金) |

13 提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

公益社団法人とやま観光推進機構 大川原

TEL : 076-444-4571 E-mail : haruna.okawahara@info-toyama.com